

## 第4章 航空機事故対策

航空機による事故が、万一発生した場合、基地周辺のほとんどが市街地であることから、大惨事につながる事が懸念される。そこで、横田基地に関する航空機の安全対策と事故防止の徹底について、機会あるごとに国、米軍に申し入れている。

昭和52年9月27日に、米空母ミッドウェー艦載機 RF-4B ファントムが、横浜市緑区に墜落炎上した事故は、9人が死傷するという痛ましい結果となった。この事故は社会的、政治的に大きな反響を呼び、原因究明が求められるとともに、事故後の対応について厳しい批判を受けることになった。日米合同委員会では、下部機関の事故分科委員会に対し、この事故の徹底的な検討・調査並びに再発防止措置の勧告を行うよう指示した。これを受けて、事故分科委員会では約4か月を費やして事故報告書をまとめ、昭和53年1月に日米合同委員会に報告し了承された。

このなかの勧告b項「基地ごとに事故が生じた場合における緊密な連絡及び調整に努めること」に従って、国は昭和53年9月に航空機事故が発生した際の連絡調整体制の整備及び提供施設・区域現地関係機関連絡会議の整備についての通達を発した。

これを受けて、昭和56年2月24日には、米軍、自衛隊、防衛省、東京都、警視庁、東京消防庁、各飛行場の中心から半径9km以内にある周辺市町防災担当課等で組織する「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」が発足し、航空機事故等に関する緊急措置要綱を定め、その対応について協議している。

昭和58年には「東京消防庁と米空軍第475航空団との消防相互協定」を結び、火災等の事故に備えている。

基地施設の設置、運用により発生する事故被害は多岐にわたっており、横田基地に関しても、これまでに常駐機の部品遺失や、予防着陸など、様々な事故が発生している。また、羽村市においても、平成13年9月に、米軍機C-17の機体の一部が羽村市内の工場に落下し屋根を貫通するという事故が起きたほか、平成30年4月には、羽村市立羽村第三中学校テニスコートに米軍のパラシュートの一部が落下する事故が発生している。

これらの事故は、幸い人的な被害はなかったものの、ひとつ間違えば大事に至るところであり、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」並びに、「横田基地周辺市町基地対策連絡会」では、事故についての情報提供と再発防止を要請することなどに取り組んできている。

### (1) 主な米軍航空機事故

事故発生年月日	機種	事故内容
昭和22年7月	A-26	エンジン故障で墜落、拝島鉄橋通過中の列車最後尾に接触、列車の1両分が河原に落下（4名死亡）
昭和38年1月	T-33	模擬爆弾が昭島市拝島町4079番地の民家の庭に落下

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
昭和 39 年 12 月	F-105	戦闘機の超低空飛行による衝撃波によって市民が負傷、窓ガラス破損、壁崩れ等の被害が発生
昭和 40 年 1 月	F-105	曳行標的が昭島市拝島町 3924 番地に誤投下
昭和 40 年 2 月	T-33	埼玉県入間市内に墜落
昭和 40 年 2 月	F-105	青梅市内の山林及び農地に墜落、農地 4ha が被害
昭和 40 年 5 月	F-105	部品が福生市内に落下
昭和 40 年 5 月	F-105	神奈川県相模原市内に墜落、死者 2 名、負傷者 8 名、家屋損害 4 戸
昭和 41 年 8 月	F-105	胴体エアブレーキが昭島市大神町 720 番地に落下
昭和 41 年 9 月	輸送機	立川市内の農地へ墜落
昭和 42 年 2 月	F-105	府中市内の多摩川に墜落
昭和 42 年 5 月	B-707	基地内で火災
昭和 43 年 6 月	F-4	風防が昭島市上川原町 197 番地日枝神社境内に
昭和 44 年 1 月	F-4	埼玉県入間市内の山林に墜落、高圧送電線切断により昭島市をはじめ立川、府中、日野市の一部が停電
昭和 46 年 12 月	CH-46	基地滑走路南端付近に厚木基地所属米海兵隊ヘリコプターが墜落、乗員 7 名死亡
昭和 47 年 6 月	B-727	瑞穂町内にエンジンカバーが落下
昭和 51 年 10 月	CH-46	瑞穂町の民家へヘリコプターの窓枠が落下
昭和 51 年 11 月	C-1A	厚木基地内ゴルフ場に墜落、乗員 6 名
昭和 52 年 9 月	RF-4B	神奈川県横浜市内に墜落、死者 2 名、負傷者 7 名、家屋損害 2 戸
昭和 53 年 4 月	UH-1	世田谷区内の公園野球場に不時着
昭和 53 年 7 月	DC-8	基地内滑走路上で火災
昭和 54 年 4 月	UH-1	横浜市内に不時着
昭和 58 年 5 月	SH-2F	埼玉県飯能市内の中学校校庭に不時着
昭和 59 年 10 月	UH-1N	神奈川県藤沢市内に墜落、乗員 2 名負傷
昭和 60 年 8 月	UH-1N	世田谷区区民野球場に不時着
昭和 61 年 4 月	EA-6B	三宅島沖東方約 20km の海上に墜落
昭和 62 年 4 月	SH-3H	神奈川県大和市の住宅街空き地にヘリコプターのドア落下
昭和 62 年 11 月	C-130	埼玉県小川町の民家の庭先にアクセスドアが落下
平成 2 年 3 月	KC-135	埼玉県鳩山町の水田にエンジンカバーが落下
平成 4 年 6 月	C-130	神奈川県相模原市内の工場にライトカバーを落下
平成 5 年 1 月	UH-1N	杉並区内の中学校に不時着
平成 8 年 4 月	C-130	物資投下訓練中、基地隣接地に砂袋誤投下

事故発生年月日	機種	事故内容
平成 8 年 5 月	C-141	着陸時にブレーキ事故
平成 10 年 10 月	C-9	基地周辺で訓練中、縦・横 1.5m の金属製エンジンカバー紛失、エンジン火災発生
平成 11 年 5 月	C-130	5 日、飛行訓練中、町田市小山町で砂袋 (7kg、パラシュート付) を誤投下、屋根瓦 2 枚破損
平成 13 年 9 月	C-17	24 日、羽村市神明台菊池プレス第二工場に部品 (2cm×35cm、厚さ 3.5cm、重さ 1.19kg) を落下、屋根に約 1m×0.6m の穴が空く
平成 16 年 2 月	C-130	6 日、埼玉県鳩山町玉川村付近に第 1 エンジンの部品 (テールパイプ) を落下
平成 16 年 8 月	UH-1N	横田基地所属。19 日、横浜市内のヘリポートにエンジントラブルのため緊急着陸
平成 16 年 8 月	C-130	21 日、友好祭パラシュート降下戦術デモ中にヘルメットを誤って落下。瑞穂町のトーヨーアサノ東京工場敷地内で発見
平成 16 年 11 月	UH-1N	横田基地所属。2 日、沼津市のグラウンドに事故予防着陸
		横田基地所属。23 日、調布飛行場に事故予防着陸
平成 17 年 4 月	EA-6B	14 日、米軍艦載機 EA-6B が厚木基地～海上～キャンプ富士～横田飛行場～厚木飛行場のルートで飛行し、厚木基地に着陸した際に、「はしご」(長さ約 1.2m、重さ約 6.8kg、アルミ製) がいないことに気づく
平成 17 年 4 月	FA-18	14 日、米軍艦載機 FA-18 が厚木基地～相模湾～厚木基地のルートで飛行した際、模擬弾のフィン (アルミ製) を落下
平成 17 年 5 月	UH-1N	横田基地所属。7 日、山梨県南都留郡鳴沢村の駐車場に緊急着陸
平成 17 年 6 月	KC-130	米軍海兵隊普天間基地所属。岩国基地離陸後から横田基地の間に、着陸灯カバー (大きさ約 15cm×厚さ約 10cm の円筒形、重さ約 700g、プラスチック製) を紛失
平成 17 年 10 月	C-130	横田基地所属。20 日、福岡空港に緊急着陸。
平成 20 年 6 月	UH-1N	横田基地所属。11 日、神奈川県相模原市田名の相模川河川敷に緊急着陸
平成 20 年 7 月	UH-1N	横田基地所属。10 日、横田基地から南へ約 3.2km 多摩川上空で、飲料用ペットボトルを落下
平成 20 年 7 月	C-130	横田基地所属。14 日、横田基地から北へ約 48km への往復飛行を行った際に、IFF アンテナ (板状、大きさ約 13cm×10cm、厚さ 0.7cm、重さ約 1.4kg) を紛失

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
平成 25 年 7 月	C-130	横田基地所属。30 日、バッテリーを覆うアルミカバー（大きさ 5×8 インチ（13cm×20cm）、重さ約 141.745 g）を紛失
平成 26 年 3 月	C-130	横田基地所属。25 日、機体前部の乗組員乗降口ドア下のアルミ製パネル（3×5 インチ（7.62cm×12.7cm）を紛失
	C-130	横田基地所属。26 日、機体頭頂部のアンテナ（大きさ 60 フィート（18.29m））を紛失。
平成 26 年 6 月	C-130	横田基地所属。3 日、金属製ラッチ（掛け金）（大きさ 5.5cm×1.8cm）を紛失。
平成 26 年 11 月	C-130	横田基地所属。25 日、ラッチ（掛け金）（大きさ 5.5cm×1.8cm）を紛失。
平成 28 年 2 月	UH-1N	横田基地所属。29 日、エンジン警告灯が点灯したため、調布飛行場に予防着陸。
平成 28 年 4 月	UH-1N	横田基地所属。22 日、キャンプ富士で、エンジンサーブスライトの点灯を確認したため、予防着陸。
平成 28 年 10 月	UH-1	横田基地所属。31 日、自動燃料制御装置の不具合のため、富山空港に予防着陸。
平成 29 年 3 月	C-130	横田基地所属。4 日、横田飛行場のフライトライン上のコンクリートパッドで、整備中に燃料漏れが発生。
	C-5	カリフォルニア州トラビス空軍基地所属。29 日、油圧計に異常が確認されたため、横田基地へ着陸。
平成 29 年 7 月	C-130	横田基地所属。13 日、鋸歯状のプレート（大きさ 1cm×5cm）を紛失。
	C-5	20 日、カリフォルニア州トラビス空軍基地所属。横田基地で当該機ブレーキシステムの不具合が発生。
平成 29 年 11 月	C-130	横田基地所属。16 日、横田基地で物料投下訓練中の誤投下事故の発生。
平成 29 年 12 月	C-130	横田基地所属。4 日、フレアの一部を遺失する事故の発生。
平成 30 年 2 月	C-130J	横田基地所属。28 日、エンジンの不具合を認めたため、嘉手納基地へ予防着陸。
平成 30 年 4 月		10 日、羽村第三中学校テニスコートに米軍のパラシュートの一部が落下する事故の発生。
平成 30 年 6 月	CV-22	横田基地所属。4 日、エンジン部分等に不具合があり、奄美空港に予防着陸。
平成 30 年 12 月	C-130	横田基地所属。19 日、東富士演習場外で、人的ミスによるパラス

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
		ュートの誤投下。
平成 31 年 1 月	C-130	横田基地所属。8 日、横田基地での人員降下訓練中に、メインパラシュートが機能せず、予備パラシュートで着地した際、切り離れたメインパラシュートが基地内に落下する事故が発生。
	C-130	横田基地所属。9 日、横田基地での人員降下訓練中に、メインパラシュートが機能せず、予備パラシュートで着地した際、予備パラシュートが畳みこまれていたナイロン生地のプロイメントバッグが風にさらわれた。
	C-130	横田基地所属。31 日、東富士演習場で空中投下訓練中のパラシュートを落下。
令和 2 年 6 月	CV-22	横田基地所属。16 日、飛行後の点検においてオスプレイのサーチライトドーム(大きさ 15.8 cm×15.8 cm×10 cm、重量 453 g)を遺失。
令和 2 年 7 月	UH-60	2 日、人員降下訓練中にメインパラシュートが絡まったため、メインパラシュートを切り離し、予備パラシュートで着地。メインパラシュートは、立川市内に落下。
令和 2 年 7 月	UH-60 CV-22	7 日、人員降下訓練中にパラシュートが一時的に絡まり、米軍兵の足首及びふくらはぎに固定されていたフィン(足ひれ、ゴムの長さ 50.8 cm、重さ 1,020.5 g)が外れ、福生市内に落下。
令和 3 年 6 月	CV-22	横田基地所属。14 日、飛行中に不具合が生じ山形空港に予防着陸。
令和 3 年 9 月	CV-22	横田基地所属。22 日、機体の右側のエンジントラブルにより仙台空港に予防着陸。
令和 3 年 12 月	CV-22	横田基地所属。1 日、千葉県館山駐屯地に予防着陸。
令和 4 年 3 月	MV-22	18 日、ノルウェーで行われている軍事演習に参加していた米海兵隊第 2 海兵遠征軍所属の MV-22 オスプレイ 1 機が墜落
令和 4 年 6 月	MV-22	8 日、米国カリフォルニア州において、訓練中の米海兵隊 MV-22 オスプレイ 1 機が墜落
令和 4 年 8 月	CV-22	16 日、安全上の事故が相次いでいることを受け、米空軍特殊作戦軍所属 CV-22 オスプレイ全機の飛行運用を一時的に停止するよう指示された。
令和 4 年 9 月	不明	嘉手納基地所属。1 日、台風 11 号 (ヒンナムノー) の沖縄地域への接近に伴い、暴風雨による運用への影響を回避するため、一時的に横田基地に飛来。
令和 4 年 9 月	CV-22	3 日。米空軍特殊作戦コマンドにおいて、各種情報を分析の上、

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
		様々な任務における CV-22 の運用手順の確認、搭乗員に対する教育・訓練内容の追加、機体点検などを継続的に行うことにより、CV-22 の飛行の安全が確保できることを確認したことから、9月2日（米国時間）、地上待機措置が解除された。
令和4年10月	CV-22	横田基地所属。20日、飛行中、コックピットの警告表示を受け、和歌山県の南紀白浜空港に予防着陸。
令和5年2月	CV-22	7日、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象の発生を予防するための措置の一環として、全てのオスプレイについて、一定の使用時間を経過した一部の部品を交換することが発表された。
令和5年4月	C-12	横田飛行場所属。18日、飛行後の点検で、約10インチ×約4インチ、重さ約2ポンドの翼端ライトレンズが紛失していることが判明。部品が機体から分離した具体的な場所は不明。
令和5年6月	UH-1	横田飛行場所属。15日、UH-1×2機が、悪天候のため、調布飛行場にダイバート（目的地以外への着陸）。
令和5年8月	UH-1	横田飛行場所属。11日、UH-1×1機がインフライトメンテナンス、エマージェンシーのため、調布飛行場にダイバート。
令和5年8月	MV-22	27日、海兵隊ローテーション部隊ダーウィン所属の MV-22B オスプレイがダーウィン沖で落下。
令和5年8月	V-22	31日、陸上自衛隊 V-22 が静岡県御前崎沖上空を飛行中、予防着陸を促すランプが点灯したことから、最寄りの航空自衛隊静浜基地に予防着陸。
令和5年9月	MV-22	14日、米海兵隊普天間基地所属の MV-22 オスプレイ 2機が飛行していたところ、片方の機体で警告灯が表示されたため、2機とも、鹿児島県の奄美空港に予防着陸。
令和5年9月	MV-22	14日、米海兵隊普天間基地所属の MV-22 オスプレイ 2機が飛行していたところ、奄美空港の事案と同様、片方の機体で警告灯が表示されたため、2機とも、沖縄県の新石垣空港に予防着陸。
令和5年9月	MV-22	16日、米海兵隊普天間基地所属の MV-22 オスプレイ 1機が、飛行中に計器表示があったため、大分空港に予防着陸。
令和5年9月	MV-22	21日、米海兵隊普天間基地所属 MV-22 オスプレイ 1機が、飛行中に警告灯が表示したため、奄美空港に予防着陸。
令和5年10月	MV-22	19日、米海兵隊普天間基地所属 MV-22 オスプレイ 1機が、徳之島空港に予防着陸。

事故発生年月日	機種	事 故 内 容
令和 5 年 10 月	MV-22	24 日、米国ネバダ州のネリス空軍基地近郊において、米海兵隊の MV-22 オスプレイ訓練中にハードランディングし、搭乗員 1 名が負傷。
令和 5 年 11 月	CV-22	横田基地所属。29 日、鹿児島県屋久島の沖合において、CV-22 オスプレイ 1 機が墜落。

※令和 5 年度は、令和 5 年 12 月末時点での主な米軍航空機事故を記載している。

## (2) 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約

横田飛行場、立川飛行場、入間飛行場並びに厚木飛行場周辺の東京都の区域において、米軍又は自衛隊の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、下記別表に掲げる関係機関による連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することとしている。

別表 関係機関表

区分	関係機関
都	東京都
市・町	八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町
警 察	警視庁
消 防	東京消防庁 稲城市消防本部
米 軍	在日米空軍横田基地第 374 空輸航空団 在日米海軍厚木航空施設
自衛隊	陸上自衛隊東部方面航空隊（立川） 海上自衛隊第四航空群（厚木） 航空自衛隊中部航空警戒管制団（入間）
防衛施設局	北関東防衛局 横田防衛事務所

## 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者(以下「連絡者等」という。)を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに東京防衛施設局へ通知し、東京防衛施設局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

(現地連絡所等の設置)

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)



第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

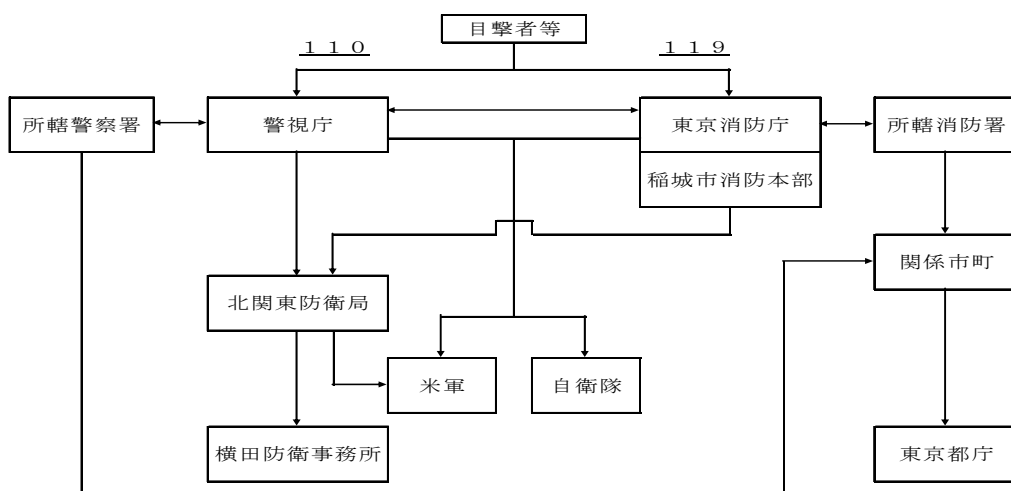
(要綱の改正)

第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し、改正するものとする。

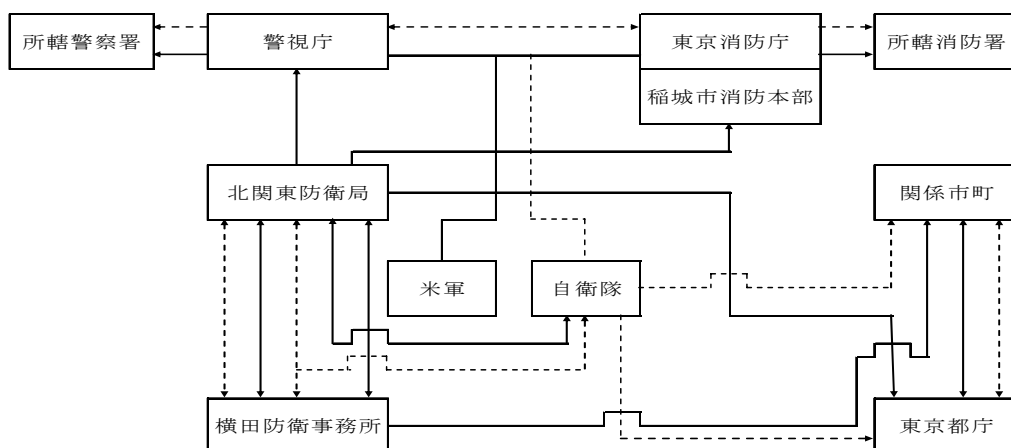
附則 (省略)

航空事故通報経路図

1 目撃者からの通報経路：



2 米軍又は自衛隊からの通報経路：



凡 例	
———	米軍航空事故等に係る通報経路
———	自衛隊航空事故等に係る通報経路

## 在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）

### 1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするため、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

### 2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。
  - (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
  - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
  - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
  - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
  - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
  - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
  - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
  - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
  - (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。
- (2) 上記2.(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

### 3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙 1-1 において示されたとおりと

する。

#### 4. 事件・事故発生情報の通報様式

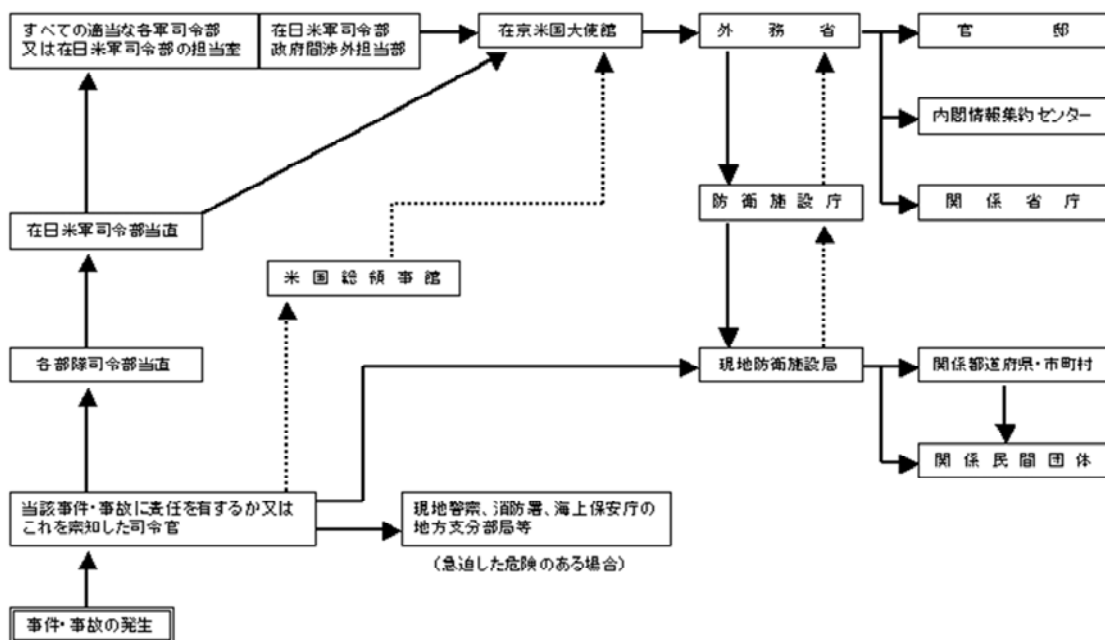
事件・事故発生情報の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
  - (a) 経緯
  - (b) 被害状況
  - (c) 処理状況
  - (d) 危険性残存の有無
  - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

#### 5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故の通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙 1-1 に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通 F A X 機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON 付託事項に規定されているとおり、必要に応じ AWGON において見直される。

通報経路



- ※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。
- ※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。
- ※※※ この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。

※防衛施設庁・現地防衛施設局はそれぞれ、防衛省・現地防衛局として読み替える。

## 東京消防庁と米空軍第475航空団との消防相互応援協定

第1条 この協定は、米空軍第475航空団と東京消防庁との間で、火災予防、火災からの人命財産の保護及び消防活動において相互に利益を得ることを目的とする。

第2条 東京消防庁の代表者から米空軍第475航空団消防本部の代表者に対して応援要請があったときは、米空軍第475航空団消防本部は、その消防装備と人員を東京消防庁の管轄区域内で東京消防庁の代表者が指定するいかなる地点へも派遣するものとする。

第3条 米空軍第475航空団消防本部の代表者から東京消防庁の代表者に対して応援要請があったときは、東京消防庁はその消防装備と人員を、米空軍第475航空団消防本部の管轄区域内で米空軍第475航空団消防本部の代表者が指定するいかなる地点へも派遣するものとする。

第4条 各当事者が応援を要請する場合は、次に定める通報指定場所に行うものとする。

- a. 東京消防庁第八消防方面本部
- b. 米空軍第475航空団消防本部

第5条 この協定に基づく装備と人員の派遣及び災害現場における活動は、すべて次の条件に従うものとする。

- a. 応援の要請には装備の数量と型式、人員の数、派遣地点及び進入ゲートを明示するものとする。ただし、派遣する装備の数量型式及び人員の数は応援側の代表者が決定するものとする。
- b. 応援側責任者は装備と人員を派遣した災害現場において、要請側責任者の指示に従うものとする。要請側責任者は、応援側責任者に対し消防活動上必要な情報を提供するとともに、必要な指示を行うものとする。
- c. 要請側は応援側が不要になったとき、又は応援側の消防管轄区域内で必要を生じたときは、応援側の任務を解除するものとする。

第6条 各当事者は、互いに相手方に対しこの協定の履行により発生するすべての損失、負傷又は死亡に対して補償を要求しないものとする。

第7条 各当事者は、この協定の履行に関して生ずるいかなる費用に対しても相手側から弁償を受けないものとする。

第8条 この協定の履行にあたり、消防活動中に各当事者が使用するすべての装備は、その当事者の所有するものとし、また活動するすべての人員は、その当事者の職員とする。

第9条 この協定に定める東京消防庁には、次の8市町も含むものとし、前条に定める職員には、これら8市町に属する消防団員を含むものとする。

東京都昭島市 東京都秋川市 東京都青梅市 東京都立川市

東京都羽村町 東京都福生市 東京都瑞穂町 東京都武蔵村山市

第10条 この協定に基づき応援が行われた場合は、要請側は応援側の代表者に対し、火災報告書を火災発生後2週間以内に送付するものとする。

第 11 条

(1) この協定の有効期間は発効日から 6 年とする。ただし、当事者双方の合意によりこれを更新することができる。

(2) この協定は、当事者双方の合意によりいつでもこれを無効にすることができ、また当事者の一方が他方に対し最小限 30 日の事前予告を文書により行うことによってこれを破棄することができる。

第 12 条

(1) この協定の改正は、当事者双方の合意によりいつでも行うことができる。

(2) この協定は 2 年ごとに協定発効記念日及び失効日の 120 日前から再検討を行い、重大な改正の無い場合は双方の代表者がその結果を認証する。

第 13 条 この協定は、英語及び日本語により 2 通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とし、各当事者がそれぞれ 1 通ずつ保管するものとする。

第 14 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、当事者双方が協議し決定するものとする。

第 15 条 この協定が発効する日をもって、1982 年 4 月 7 日に締結した消防相互応援協定は効力を失う。

第 16 条 この協定は、下記署名日をもって効力を発生する。

署名日 1988 年 5 月 7 日

東京消防庁代表

米空軍第 475 航空団代表

東京消防庁

米空軍第 475 航空団

消防総監 中條 永吉

司令官、米空軍大佐 リチャード T・スウォープ